

不服申立て事案答申第 235 号

不服申立て事案諮問第 261 号

件名：証拠物件保存簿の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 3 月 29 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 12 日付けで行った一部開示決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 本件処分に先立つ行政文書開示請求

a 行政文書開示請求の受理

審査請求人は令和 4 年 12 月 20 日に A 警察署の情報公開窓口において、行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項欄に、行政文書のファイル名が

- ①平成 25 年証拠物件の保存
- ②令和 4 年課示等原議簿（1 種、5 種）
- ③令和 4 年公安委員会総括

A 警察署の①は交通課（以下、「請求内容①」という。）、②は各課（以下「請求内容②」という。）、③は警務課（以下「請求内容③」という。）で保管のものとして記載された行政文書開示請求書の受付を求め、A 警察署警務課住民サービス係員はこれを受理した。

b 行政文書開示決定期間の延長

処分庁は、当該開示請求の同時期に開示請求が集中したこと及び開示請求に係る行政文書の量が多く、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等することで、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、情報公開条例第13条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、審査請求人に対し、当該開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を令和5年2月2日までとし、残りの行政文書について開示決定等をする期限を同年5月31日までとする決定期間特例通知書（令和4年12月27付け務住第4553号）により通知した。

c 請求内容①に係る行政文書一部開示決定

処分庁は、請求内容①の対象文書について調査した結果、証拠物件保存簿（番号が平成24年第10号、同年第47号、平成28年第50号、平成30年第44号、平成31年第21号、令和元年第48号及び令和3年第39号のもの）と特定したことから、令和5年2月24日付けで行政文書一部開示決定（交捜発第654号）をした。

当該一部開示決定した証拠物件保存簿のうち、番号が平成24年第10号及び同年第47号のものが、本件審査請求の対象と同一文書である。

平成24年第10号及び第47号について、不開示とした部分は、

- ・警部補及び同相当職以下の警察職員の印影（情報公開条例第7条第2号に該当）
- ・証拠物件の品名、数量及び点数が分かる部分（情報公開条例第7条第4号に該当）
- ・所有者又は差出人の住居及び氏名が分かる部分（情報公開条例第7条第2号に該当）
- ・証拠物件の保管場所が分かる部分（情報公開条例第7条第4号に該当）

である。

「警部補及び同相当職以下の警察職員の印影」について、情報公開条例第7条第2号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされ、更に例外として、当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」とされている。

そして、当該決定において不開示とした部分は、証拠物件保存簿の一時保管取扱責任者印、本保管取扱責任者印及び払出し年月日欄の記載事項の訂正印として押印された警部補以下の階級にある警察官の印影であることから情報公開条例第 7 条第 2 号ただし書ハに規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

「証拠物件の品名、数量及び点数が分かる部分」及び「証拠物件の保管場所が分かる部分」について、情報公開条例第 7 条第 4 号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は不開示とすることが定められている。

そして、当該決定において不開示とした部分は、証拠物件保存簿の証拠物件欄の記載内容及び保管場所欄の記載内容であり、特定の事件の証拠物件の品名、数量、点数及び保管場所の詳細が記載されていることから、情報公開条例第 7 条第 4 号に規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

「所有者又は差出人の住居及び氏名が分かる部分」について、情報公開条例第 7 条第 2 号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とすることが定められている。

そして、当該決定において不開示とした部分は、証拠物件保存簿の所有者又は差出人の住居及び氏名欄の記載内容であり、情報公開条例第 7 条第 2 号に該当することから不開示としたものである。

尚、請求内容②については、令和 5 年 5 月 9 日付けで行政文書開示決定（務警発第 6312 号）及び行政文書一部開示決定（務警発第 6313 号）をしており、請求内容③についても、令和 5 年 1 月 26 日付けで行政文書一部開示決定（総務発第 254 号）をしている。

(イ) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は令和 5 年 3 月 29 日に A 警察署の個人情報窓口において、番号が平成 24 年第 10 号及び同年第 47 号の証拠物件保存簿の開示を求める自己情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、証拠物件保存簿（平成 24 年第 10 号・第 47 号）請求日現在愛知県 A 警察署交通課で保管するものと記載されている。

(ウ) 本件処分

本件保有個人情報は、審査請求人の実母に係る自動車運転過失致死事件

の捜査において押収された、証拠物件の適正な管理を図るために作成された証拠物件保存簿である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち、条例第 17 条第 2 号、第 6 号及び第 8 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、本件決定通知書（令和 5 年 4 月 12 日付け交捜発第 1541 号）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、

- ・警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（条例第 17 条第 2 号に該当）
- ・犯罪捜査等に関する情報が記載された部分（条例第 17 条第 6 号及び第 8 号に該当）

である。

a 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

条例第 17 条第 2 号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされ、例外として、当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。

そして、本件処分において不開示とした部分は、証拠物件保存簿の一時保管取扱責任者印、本保管取扱責任者印及び払出し年月日欄の記載事項の訂正印として押印された警部補以下の階級にある警察官の印影であり、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

b 犯罪捜査等に関する情報が記載された部分

条例第 17 条第 6 号は、公共安全と秩序の維持を確保するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている保有個人情報は、不開示とすることを定めたものである。

また、同条第 8 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団

体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

そして、本件処分において不開示とした部分については、証拠物件保存簿の保管場所欄の記載事項・備考欄の記載事項であり、証拠物件の適正な保管、管理に関する事項である。

刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 317 条に、「事実の認定は、証拠による」とする証拠裁判主義が明示されているとおり、証拠は犯罪捜査、公判維持に重要な役割を果たすことは言うまでもない。

警察が犯罪捜査を行うに当たり、捜査の進展の各段階において、証拠物件の押収、保管、貸出し及び払出しの手続がとられるところ、その手続は適正に行われる必要があり、紛失、滅失、変質、破損などで証拠価値が失われることがあれば、当然に犯罪捜査や公判の維持に重大な影響を及ぼすおそれが認められる。

本件処分の不開示部分については、特定の証拠物件の具体的な保管場所や管理状態の情報が記載されており、これらを開示することは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該部分については、条例第 17 条第 6 号に規定される不開示情報である犯罪捜査等情報に該当すると判断したところである。

また、条例第 17 条第 8 号において、不開示情報である行政運営情報が規定されているところ、同号では容易に想定されるものが例示されているが、例示以外にも、個別の事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、同号に該当するとされている。

本件処分において不開示とした証拠物件の保管場所に係る詳細情報については、警察業務を遂行する拠点である警察署のセキュリティに関する情報であり、これらを開示することは、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該部分については、当然に条例第 17 条第 8 号に規定される不開示情報である行政運営情報にも該当すると判断したところである。

(イ) このように、本件処分については、条例第 17 条第 2 号、第 6 号及び第 8 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、法律の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件保有個人情報のうち不開示とされた部分について、「行政文書開示請求を行って、開示された文書では、備考欄は開示された。それなのに、自己情報開示請求を行って、開示された文書では、備考欄が開示されなかった。よって備考欄の開示された文書の開示を求めます。」と主張している。

行政文書開示請求は情報公開条例第5条の定めるところ、何人も実施機関に対し行政文書の開示を請求することができ情報を入手し得る機会を保障している。

この為、実施機関は情報公開条例第7条各号に列挙された不開示事由に該当する場合を除き、行政文書を開示しなければならない。

また、何人も開示請求することができるという性質上、開示された行政文書は誰が請求しても同じ部分が開示され同じ部分が不開示となる性質を持っている。

これに対して、保有個人情報の開示については、個人の情報開示なので請求した人物によって、不開示となる部分が判断され、その結果は開示請求をした人によって当然にその結果が変わる性質のものである。

本件処分においても、行政文書開示請求において不開示とした証拠物件保存簿の証拠物件欄の記載内容については、審査請求人を本人とする保有個人情報であると判断して、開示をしている。

同証拠物件欄は、当該事件捜査において押収された証拠物件の品名、特徴、数量の記載がされている。

この記載内容は、証拠物件の管理、保護の運営上、極めて重要な事項であり、これを開示することにより、他の記載情報の開示・不開示決定の判断に、影響を及ぼすものであった。

そして、証拠物件欄が開示され、証拠物件の詳細が特定される状況において、備考欄の記載内容を開示することは、条例第17条第6号で不開示と規定される犯罪捜査等情報及び同条第8号で不開示情報と規定される行政運営情報に該当すると判断されたことから、不開示としたものである。

結果的には、行政文書で開示された部分が、本件処分で不開示となったものであるが、これは、行政文書開示と保有個人情報開示とが、それぞれ根拠法令を別にしており、個別具体的にそれぞれの案件について各欄を一つ一つ確認し、他の欄の開示・不開示の決定を踏まえた上、備考欄につき不開示に該当するか否かを判断した結果によるものである。

よって、本件処分については、原則開示の理念の基、具体的に判断し、その結果として不開示と判断した部分については、(1)イのとおり、条例の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求

に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

本件保有個人情報、審査請求人の親族に係る事件の捜査において押収された証拠物件の適正な管理を図るために作成された証拠物件保存簿である。

審査請求人は、審査請求書において、犯罪捜査等に関する情報が記載された部分のうち備考欄（以下「備考欄」という。）の開示を求めていることから、備考欄の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 条例第 17 条第 6 号該当性について

処分庁によれば、備考欄を開示すると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、証拠物件の品名、特徴、数量が記載されていた。さらに、当審議会において備考欄を見分したところ、証拠物件の保管場所や管理状態が記載されていた。証拠物件の品名、特徴、数量が開示され、証拠物件の詳細が特定される状況において、備考欄を開示すれば、特定の証拠物件の保管状況が明らかになり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められるため、備考欄は、条例第 17 条第 6 号に該当する。

なお、備考欄は、条例第 17 条第 8 号にも該当するとして処分庁は不開示としているが、同条第 6 号に該当することから、同条第 8 号該当性を論ずるまでもなく不開示情報に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

証拠物件保存簿（平成 24 年第 10 号・第 47 号）

請求日現在、愛知県 A 警察署交通課で保管するもの

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定	3 審査請求の対象となった部分
警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	条例第 17 条第 2 号	なし
犯罪捜査等に関する情報が記載された部分	条例第 17 条第 6 号及び第 8 号	備考欄

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 7. 21	諮問（弁明書の写しを添付）
5. 8. 15	審査請求人からの反論書の写しを処分庁から受理
6. 6. 5 (第 238 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 7. 22 (第 239 回審議会)	審議
6. 9. 27	答申